平成２５年３月１１日
関　東　運　輸　局

東京駅八重洲口周辺高速バス停留所調整協議会の設置について

１．目的

高速ツアーバス等については、昨年４月のあり方検討会の報告書及び関越自動車道高速ツアーバス事故等を踏まえ、平成２４年７月３１日に新しい高速乗合バスの制度が創設され、平成２５年７月末を目標に高速乗合バスへ移行することとされております。高速ツアーバス等は、東京駅八重洲口周辺をその発着地点として利用しているケースが多く、こうした地域では当事者間での個別の調整のみではバス停留所の確保が困難あるいは調整に長期間を要すると考えられるため、協議会を設置し、高速ツアーバス等の高速乗合バスへの移行に必要な範囲において、バス停留所の確保に向けた調整を行うこととといたします。

２．協議会委員

別紙のとおり

３．今後の予定

下記４．の参加申出締め切り後、関係者との日程調整を行い速やかに第一回協議会を開催（平成２５年３月下旬を予定）

４．協議会への参加の申出について

高速ツアーバス連絡協議会または一般社団法人東京バス協会のいずれにも加盟しておらず、かつ、東京駅周辺において発着する高速ツアーバス等の運行を現在行っている、高速ツアーバス事業者等及び乗合バス事業者であって、当該協議会に参加する意志がある旨申出を行おうとする者は、別紙２「 参加申出要領 」に基づき平成２５年３月１８日までに、参加申出書を提出してください。

【連絡先】
関東運輸局自動車交通部旅客第一課　長谷川・尾崎・成松
TEL：045-211-7245（直通）
FAX: 045-201-8802

【配布先】
横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

「東京駅八重洲口周辺高速バス停留所調整協議会委員名簿」（案）

国土交通省　大臣官房審議官

関東運輸局自動車交通部

関東運輸局東京運輸支局

高速ツアーバス連絡協議会

一般社団法人東京バス協会

東日本旅客鉄道株式会社

東京都都市整備局都市基盤部

中央区環境土木部

千代田区まちづくり推進部

関東地方整備局東京国道事務所

東京都建設局道路管理部

東京都建設局第一建設事務所

警視庁交通部交通規制課

警視庁中央警察署

警視庁丸の内警察署

一般乗合旅客自動車運送事業者　※1

高速ツアーバス事業者等　※2

※1　東京駅周辺にバス停の占用許可を有する乗合バス会社

※2　高速ツアーバス連絡協議会または一般社団法人東京バス協会のいずれにも加盟しておらず、かつ、東京駅周辺において発着する高速ツアーバス等の運行を現在行っている、高速ツアーバス事業者等及び乗合バス事業者であって、参加申出期間に申出があった事業者